



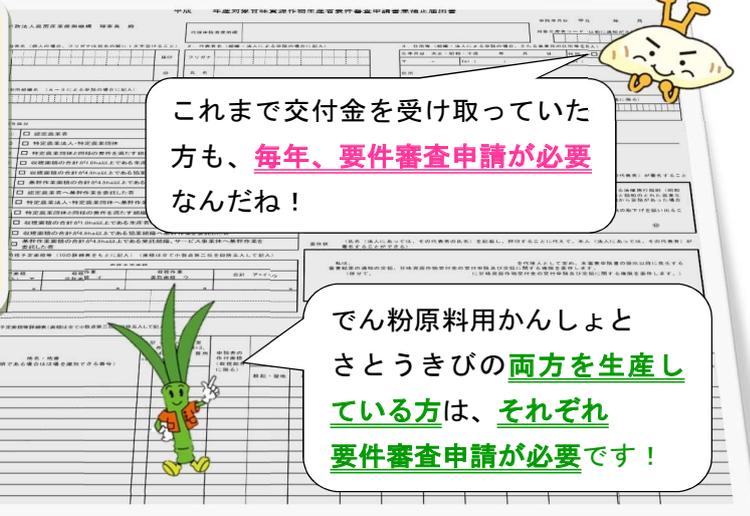
でん粉原料用かんしょ生産者の皆様へ



今年も要件審査申請期間が始まりました！

【ご注意ください】

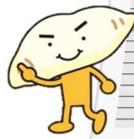
故人名義での要件審査申請書の提出はできません！！また、申請後に申請内容を修正する場合は、手続きが必要です。



これまで交付金を受け取っていた方も、**毎年、要件審査申請が必要**なんだね！

でん粉原料用かんしょとさとうきびの**両方を生産している方は、それぞれ要件審査申請が必要です！**

今年からでん粉原料用かんしょを**新たに生産する方**は、手続き方法などを**JA種子屋久各支所営農販売課**にお尋ねください！



申請期間は、**5/1～7/31**です！申請はお忘れなく！！

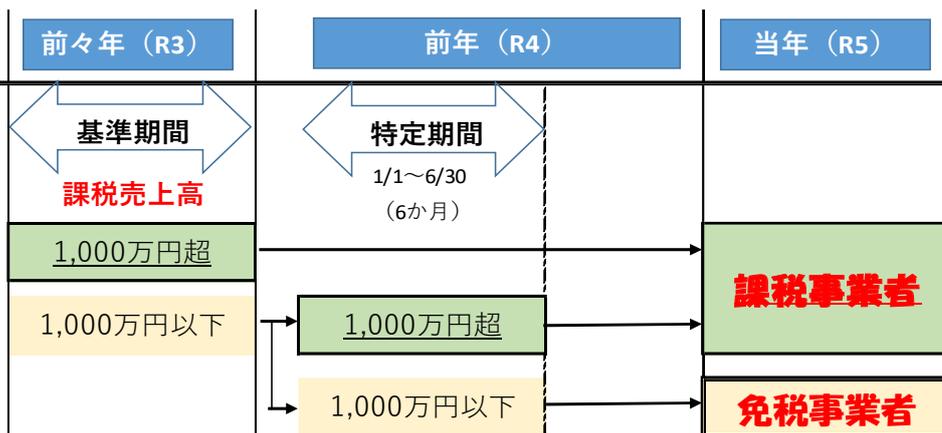
交付金制度の改訂のお知らせ

令和5年産単価は、

免税事業者 30,290円/トン **参考**約1,135円/俵(指定品種以外、27,120円/トン) **参考**約1,017円/俵)

課税事業者 29,550円/トン **参考**約1,108円/俵(指定品種以外、26,460円/トン) **参考**約992円/俵)

※**参考**は1俵=37.5kgの場合



詳細は、確定申告を行った税務署か税理士等にご確認ください。

免税事業者は、2年前の課税売上が**1,000万円以下**の事業者のことで、**簡易課税事業者、適格請求書発行事業者**は、課税事業者の単価が適用されます。



alicはでん粉原料用かんしょの生産振興・増産を**応援**しています！！

申請内容の変更手続き方法などは、**各支所営農販売課**にお尋ねください！

本所 27-1218 西之表 28-3815 南種子 26-1211
alic 鹿児島事務所 099-226-4741

